



寺川地 小番
水谷山 宝清寺 住職 石井 前踪
T E L 〇四二五八二六六三
F A X 〇四二五八二六三八七
宝清寺橋墓苑指定石材店 石の武蔵家
現地管理事務所 T E L 〇四二五八二六六三

平成四年度管理料納入のお願い
本年度は火災保険支払・本堂回り足音打・古い塔婆保管場所設置・境内整備等に使用しました。
「平成四年度管理料納入のお願い」
平成四年度の管理料について、「たちばな」号でお願いしましたところ、ほとんどの方の協力を頂きました。まだの方は次の方法でお納め下さるようお願いいたします。
☆お彼岸など墓参の時に持参する。
☆銀行振込(多摩中央信用金庫秋川支店)
普通預金 口座番号 17-1518249
※多摩信問での振込の場合ネット入金と申し出れば費用は無料です。
(方法は入金伝票に金額と左下に印字という欄がありますので、そこに必ず氏名を記入し、窓口でネット入金と申し出る)

△寄付▽
萩島清吉様より、「最近、お寺が玄関・客殿・門等を普請し、綺麗になつて来た事はお檀家として大変嬉しい事です。」とおつしやつて、五十万円のご寄付を頂きました。お寺としてありがたく受領し、萩島家先祖代々の追善供養のため、有効に使用させて頂きたいと考えています。

お彼岸について

九月二十日と二十一日は秋のお彼岸です。「彼岸」とはインドの古い言葉、「バラミター」が中国で音写されて、「波羅蜜」となり、これを訳すと「到彼岸」、または、「完成」という意味になります。彼岸とは、彼岸の教えに導かれて安らかな生活を送ることの出来る世界をいい、それに対してこちら側の岸である、「此岸」は今、私たちが生きている苦しみに満ちた世界のことをいいます。
「到彼岸」というのは苦しみに満ちたこの世界の岸から、仏様の教えに導かれて生きる安らかな世界である彼岸に渡ることを心に誓い、毎日の生活の中で仏様が示された「六波羅蜜」つまり、一、布施 一物でも心でも喜んで人に与える。
二、持戒 一 真実の道を守り規律を守る。
三、忍辱 一 苦しみを仏の光を信じて耐え忍ぶ。
四、精進 一 何事にも怠らぬ励む。
五、禪定 一 深く考えて、心を乱さない。
六、智慧 一 仏の教えを学び、それを振り所にし、正しい考えにより判断する。

を实践する事を意味します。
又「日本後紀」にお彼岸が行われたのは、大同元年(八〇六年)三月、崇道天皇を慰める為、諸国分寺の坊さんに金剛般若経を誦誦されたのが最初であると記されています。
以上の事から、お彼岸にお墓に参り、ご先祖を安らかな「彼岸」にお送りし、又、ご自身の生活を省みて、悔いのない人生を送るよう、あらためて心に思いとどめる日がお彼岸です。
お彼岸に際し、各家のお墓を清掃し、ご先祖の霊をお慰めし感謝致します。
尚、志す御霊・ご先祖に塔婆供養をお勧め致します。お塔婆は同封の葉書にて、九月十八日頃迄にお申込ください。

難法大聖人 伊豆流罪 小松原刃難 竜ノ口頭の座 佐渡流罪

御難云云 (九月十二日)
日蓮聖人は生涯を通じて四つの法難に遭われました。
法難ヶ谷草庵焼討 (一二六〇年) 「立正安國論」奏上に怒つた念仏者達に襲われたが、難を脱れ一時下総に移る。
伊豆流罪 (一二六一年) 幕府非難の罪により伊豆伊東へ流罪となる。
小松原刃難 (一二六四年) 安房小松原にて地頭東条景信に襲撃され、頭に深手を受け、鏡忍房、工藤吉隆二名の殉教者を出したが、あやうく一命をとりめた。
竜ノ口頭の座 (一二七一年) 佐渡流罪 (一二七一年) 再度の幕府への諫言により、鎌

倉竜ノ口にて斬首刑に処せられたという謀略にあうが、法華経の行者を守護する善神のわざか突然光りものが現れて、役人の刀は三つに折れ、奇跡的にその刑を免れた。しかし、そのまま生きて帰れないと言われた佐渡島へ流罪となり、足かけ四年のあいだ苦難に満ちた日々を送られた。
以上が日蓮聖人の四大法難と言われているものですが、このうち一二七一年九月十二日に遭われた竜ノ口の法難にちなみ、日蓮宗の各寺院で御法難会の法要が厳修されます。当山では、もち米等奉納頂いた方やお題目講の方を中心に夕方、法要の後、ぼた餅を食べ、日蓮上人を偲んでいます。

お会式とは、日蓮聖人のご命日にいとなを初めて唱え、数々の法難に遭われ、法華む日蓮聖人へのご報恩の法会のことです。 経の実践者としての道を歩み、弘安五年(日蓮聖人は天福元年(一二三三年)五月 一二八二年)十月十二日病床にて母を回想の年清澄山に登り、お会式(十月十一日)入滅されました。当山では十月十二日にお会式法要を行います。屋台の店も出てにぎわいます。当日登る朝日に「南無妙法蓮華経」のお題目 日のうごんも名物です。是非、お参りを!

★墓参用お花。
お線香を常備★
おせ花 一束 五五〇〇円
お線香百 一〇〇〇円
(お彼岸の期間中)